

小児用肺炎球菌ワクチン（13 価・15 価）予防接種 説明文

小児肺炎球菌ワクチン（13 価・15 価）の接種を実施するにあたって、接種を受けるお子さんの健康状態をよく把握する必要があります。予防接種の前に必ずこの説明文をお読みになり、「小児用肺炎球菌ワクチン予防接種予診票」にご記入の上、医師の診察を受けてください。

***予防接種の効果や副反応などについて理解した上で、お子さんの予防接種についてご判断いただきますようお願いいたします。**

1 小児の肺炎球菌感染症について

肺炎球菌は、細菌による子どもの感染症の 2 大原因のひとつです。この菌は子どもの多くが鼻の奥に保菌していて、ときに細菌性髄膜炎、菌血症、肺炎、副鼻腔炎、中耳炎といった病気を起こします。

肺炎球菌による化膿性髄膜炎の罹患率は、ワクチン導入前は 5 歳未満人口 10 万対 2.6~2.9 とされ、年間 150 人前後が発症していると推定されていました。致死率や後遺症例（水頭症、難聴、精神発達遅滞など）は Hib（ヒブ）による髄膜炎より高く、約 21%が予後不良とされています。現在は、肺炎球菌ワクチンが普及し、肺炎球菌性髄膜炎などの侵襲性感染症は激減しました。

2 小児用肺炎球菌ワクチン（沈降 13 価・沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチン）と効果について

肺炎球菌には、90 以上の種類がありますが、この中で子どもに重い病気を起こしやすい 13 および 15 の血清型について、子どもの細菌性髄膜炎などを予防するようにつくられたのが、小児の肺炎球菌ワクチンです。日本では平成 22（2010）年 2 月から 7 価肺炎球菌結合型ワクチンが接種されていましたが、平成 25（2013）年 11 月からは新たに 6 の血清型を加えた 13 価肺炎球菌結合型ワクチンが使用され、小児の侵襲性肺炎球菌感染症は減少しています。一方で、ワクチンに含まれない種類の肺炎球菌の多くは予防できないため、ワクチンを接種しても肺炎球菌感染症を発症することがあります。

令和 6（2024）年 4 月から新しく 15 価小児肺炎球菌結合型ワクチンが定期接種となりました。有効性の向上が期待でき、切り換えて接種する場合は、残りの回数を接種できます。接種方法について、今までの 13 価のワクチンは皮下注射のみでしたが、15 価のワクチンは皮下または筋肉内注射で接種します。

3 接種時期について

接種対象年齢は生後 2 か月以上 5 歳未満で、接種開始年齢により接種回数が異なります。

接種開始年齢	初回接種	追加接種	合計回数
生後 2 か月～ 7 か月未満	(標準的な時期) 27 日以上の間隔で 3 回 ※	(標準的な時期) ・初回 3 回目から 60 日以上の間隔をあけて 1 回 ・1 歳～1 歳 3 か月の間	4 回
生後 7 か月～ 1 歳未満	27 日以上の間隔で 2 回 ※	・初回 2 回目から 60 日以上の間隔をあけて 1 回 ・1 歳以上であること	3 回
1 歳～2 歳未満	60 日以上の間隔で 2 回	—	2 回
2 歳～5 歳未満	1 回	—	1 回

※生後 12 か月までに完了。

生後 12 か月までに完了できなかった場合は、かかりつけ医師または保健センターへご相談ください。

(裏面に続く)

4 予防接種を受けることができない方

- (1) 明らかに発熱（通常 37.5℃以上をいいます）している方
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- (3) このワクチンに含まれる成分でアナフィラキシーを起こしたことがある方

「アナフィラキシー」とは、通常接種後約 30 分以内に起こるひどいアレルギー反応のことで、発汗、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、はきけ、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状やショック状態になるようなはげしい全身反応のことで、

- (4) その他、かかりつけ医師が予防接種を行うことが不適當な状態と判断した場合

5 予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなければならない方

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のある方
- (2) 過去に予防接種で、接種後 2 日以内に発熱・発疹・じんましん等アレルギーと思われる異常がみられた方
- (3) 過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある方
けいれんの起こった年齢、そのとき熱があったか、熱がなかったか、その後起こっているか、受けるワクチンの種類などで条件が異なります。必ずかかりつけ医と事前に相談しましょう。
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている方及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる方
- (5) ワクチンにはその製造過程における培養に使う卵の成分、抗菌薬、安定剤などが入っているものがあるので、これらにアレルギーがあるといわれたことがある方

6 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- (1) 予防接種を受けた後 30 分間程度は医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐ連絡をとれるようにしておきましょう。急な副反応が、この間に起こることがまれにあります。
- (2) 接種後、不活化ワクチンでは 1 週間は副反応の出現に注意しましょう。また、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。
- (3) 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- (4) 接種当日は、激しい運動は避けましょう。

7 副反応について

副反応は、接種局所の紅斑（67.8～74.4%）、腫脹（はれ）（47.2～57.1%）、全身反応として主なものは発熱（37.5%以上）で 32.9～50.7%に認められています。医療機関から副反応の疑い例（有害事象）として報告されたうちの重篤症例（報告者が重篤として判断するもの）の発生頻度は、0.0019%です。（平成 25（2013）年 10 月～令和 4（2022）年 9 月 30 日までの数値。）

8 予防接種による健康被害救済制度

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。

※給付申請の必要性が生じた場合には、診察した医師、江別市保健センターへご相談ください。

お問い合わせ先：江別市保健センター TEL 011-385-5252